

標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会（第1回）

議事要旨

日時：令和5年8月30日 14時00分～16時05分

場所：合同庁舎3号館8階自動車局第一・第二会議室

出席委員：

野尻委員、矢野委員、首藤委員、若林委員、中野委員、藏谷委員、平澤委員、小熊委員

オブザーバー：

[行政] 厚生労働省労働基準局労働条件政策課、経済産業省中小企業庁事業環境部取引課、公正取引委員会事務総局経済取引局調整課

[業界団体] 公益社団法人全日本トラック協会、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国農業協同組合連合会、全日本運輸産業労働組合連合会、全国交通運輸労働組合総連合

議題：

1. 開会

2. 議事

「標準的な運賃」・「標準運送約款」の見直しに向けた論点整理

3. 意見交換

4. 閉会

議事概要：

- 本検討会の座長を野尻委員が務めることとなった。
- 国土交通省貨物課から資料1、資料2、参考資料を説明し、委員、オブザーバーによる討議を実施

意見交換内容：

・「標準的な運賃」の収受によって人件費が上昇しているのかどうか、今後、調査によって実態を把握すべきではないか。

・契約にない着荷主のところで発生した荷待ち・荷役に関する料金を収受できていない点が課題ではないか。

・荷役の細かい作業毎に料金を定めるのは難しいため、時間毎にいくらとするとか、また、「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」における「荷待ち・荷役作業の2時間以内ルール」とうまく連動させて設定してはどうか。

・「標準的な運賃」制度を新たな現状に応じて変えていくというのは賛成だが、実勢運賃との乖離が大きい点についてはフォローアップが必要。

・また、不明確である場合、強い方がそれを利用することになってしまうので、荷待ち・荷役の料金など、明確にするということ、書面にするということが重要。

・荷役には、業界とか製品の特性・違いがあり、標準的な水準を示すのは難しいのではないか。

・荷役の対価を適正に払うということは重要なことだが、輸送能力の向上という観点からは、荷役は荷主が行うべきではないか。

・荷待ち、荷役等のサービスの対価の標準的な水準を示す場合は、前提、考え方、計算方法等の根拠や透明性が重要。輸送以外のサービスは多様であり、現場の実情や実感と違うと混乱を招きかねない。

・燃料費、生産資材費が上がっているのは荷主側も一緒に、荷主とトラック業者の共存が重要。

・燃料高騰分については、外航海運のバンカーサーチャージや航空の燃油サーチャージのように、着実に収受できるようにすべきではないか。

・下請に関する手数料は、把握し切れていない部分が多いが取り組むべき課題。

・また、荷役のサービスの対価については、標準的な形で請求できようにして頂きたい。

・中小企業は全般的に価格転嫁ができておらず、B to B、B to Cの取引があるが、消費者に近づけば近づくほどできなくなっている。政府全体として、しわ寄せを生じさせないという観点から、価格転嫁、運賃の引上げに取組むことは非常に重要。ただし、荷主の

立場としては、なかなか価格転嫁ができない実態の中、運賃だけが100%転嫁できるという状態は考えにくい。

- ・農作物の転嫁ができない中で、期間をずらし、多少転嫁を分け合いながら、合意しながらやっていくという努力はしてはいる状況。

- ・荷待ち・荷役の料金については、業界慣行だとか品目特性に応じて、物の流通慣行とか契約形態の流れを混乱させないように十分留意が必要。

- ・人手不足の一番の原因は、賃金の低下であり、生産性を上げるには元請事業者との下請構造の改善が重要。

- ・現在の「標準的な運賃」の考えの中で、帰り荷がなく空車回送になることも想定した運賃設定となっているが、このことが実勢運賃との開きにつながっており、事業者が荷主との交渉の際に「標準的な運賃」を活用した交渉ができにくくなっている要因ではないかと思われるので、空車回送を見越した運賃設定についてはもう少し柔軟な考えで設定してはどうか。

- ・公正取引委員会では、例年、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者の間の取引実態の調査をしている。本調査を行っている担当課には、本検討会での議論を共有してまいりたい。

- ・中小企業庁は、価格転嫁がどれだけできているかの調査をしており、毎回、トラック業界は価格転嫁ができていない状況。「標準的な運賃」の水準を引き上げることで、トラック事業者が交渉しやすくなる環境整備が進むことを期待したい。

- ・時間外労働の上限規制の適用により働く人の健康確保につながる一方で、賃金水準の確保をしていくことは働き方改革を進めていく上で両輪。引き続き参画していきたい。

- ・約款について、例えば書面化・電子化はすぐに取り掛かるべき事項であるが、書面化も電子化も実際にはなかなか図られていない。約款できちんと定めることができれば、かなり事態は進行するのではないか。

- ・キャンセル料、中止の手数料は、現在ほとんど機能しておらず、キャンセルされると、運送会社は相当痛手な状況。

— 了 —